

北上市学校給食費規則の一部を改正する規則

北上市学校給食費規則（令和元年北上市規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
（学校給食費の額）			（学校給食費の額）		
第4条 条例第5条の規則で定める学校給食費の額は、1食当たりの学校給食費の額（以下「一食単価」という。）に一の年度に学校給食を提供する日数（以下「年間提供日数」という。）を乗じて得た金額とし、一食単価及び年間提供日数は次の表のとおりとする。			第4条 条例第5条の規則で定める学校給食費の額は、1食当たりの学校給食費の額（以下「一食単価」という。）に一の年度に学校給食を提供する日数（以下「年間提供日数」という。）を乗じて得た金額とし、一食単価及び年間提供日数は次の表のとおりとする。		
区分	一食単価	年間提供日数	区分	一食単価	年間提供日数
小学校に在籍する児童及び当該児童と同様の学校給食の提供を受ける者	<u>260円</u>	[略]	小学校に在籍する児童及び当該児童と同様の学校給食の提供を受ける者	<u>323円</u>	[略]
中学校に在籍する生徒及び当該生徒と同様の学校給食の提供を受ける者	<u>310円</u>		中学校に在籍する生徒及び当該生徒と同様の学校給食の提供を受ける者	<u>385円</u>	
学校給食センターに勤務する職員及び当該職員と同様の学校給食の提供を受ける者	<u>310円</u>		学校給食センターに勤務する職員及び当該職員と同様の学校給食の提供を受ける者	<u>385円</u>	
2 [略]			2 [略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の北上市学校給食費規則（以下「新規則」という。）第4条第1項の規定にかかわらず、令和7年度に限り、小学校に在籍する児童に係る一食単価は、260円とする。
- 3 新規則第4条第1項の規定にかかわらず、令和7年度に限り、中学校に在籍する生徒に係る一食単価は、310円とする。